

一般社団法人測位航法学会 委員会規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人測位航法学会（以下、本学会という）の定款第39条の規定された委員会に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 委員会は下記の通りとする。

- ① 論文審査委員会
- ② ニュースレター編集委員会
- ③ シンポジウム実行委員会
- ④ 全国大会 実行委員会
- ⑤ 選挙管理委員会
- ⑥ コンプライアンス委員会

(委員会の設置と廃止)

第3条 委員会は、次の場合に設置又は廃止する。

- (1) 理事会が議決したとき。
- (2) 理事会がその必要を認めたとき。

(公表)

第4条 新たに委員会を設置したとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的と委員構成を公表しなければならない。

- 2 委員会を廃止したとき、理事会は前項と同様の方法により、その理由を公表しなければならない。

(組織)

第5条 委員会は、委員長 1名 及び 委員若干名をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、当該委員会委員の互選による。
- 3 委員会が、特に必要と認めたときは、副委員長を置くことができる。

(委員の選考)

第6条 委員は、原則として正会員とし法人会員登録メンバーを含めた中から選考する。

- 2 委員は、理事会の同意により、本学会の会長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第 8 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、議事を主宰し、委員会を代表する。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(議事録)

第 9 条 委員会の議事録は、当該委員長が作成するものとする。

(委員会内規)

第 10 条 委員会は、理事会の議を経て当該委員会の内規を定めるものとする。

ただし、臨時の委員会は、その限りではない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。